

愛知県警察運転免許試験場整備等事業「基本協定書（案）」に関する質問・回答

番号	項目名 (タイトル)	箇所						質問内容	回答
		頁	条	項	号				
185	事業予定者の設立等	1	3	3				「事業期間中、乙の構成員がこれを全て保有しなければならない」とありますが、第4条第1項に「前条（第3条）第3項に反さず」とあるため、結果的に事業期間にわたり構成員以外の者が株式を所有し得る可能性が否定されております。発注者の事前承諾があればSPC株式の第三者への譲渡が認められるのが通例であり、政府が掲げる民間資金の流動化、多様化方針を踏まえ、SPC株式の流動化が可能となるよう、ご再考いただけませんか。	本基本協定書の規定により、第三者（新たな乙の構成員）への株式の譲渡が可能であると考えています。
186	事業契約の締結等	4	6	6				甲に支払う違約金については、連帯での支払いではなく、責めに帰すべき者が支払うこととして頂きたく存じます。	本項のとおりとします。本項を考慮の上、応募グループを組成してください。
187	有効期間	4	9	2				事業契約が締結に至らず基本協定が終了した後は甲との契約関係がなくなることから、第6条第6項の内、「（ ）第3項第（3）号に該当する場合」は除いていただけませんか。	（ ）第3項第(3)号に該当するときに除きます。修正の上、公表します。
188	有効期間	4	9	2				基本協定の終了後においても第6条6項の拘束を受けることは事業者にとって厳しい内容と考えます。ご再考をご考慮願います。	No.187の回答を参照してください。
189	有効期間	4	9	2				事業契約が不調に終わって基本協定が終了した後も第6条第6項記載の（ ）のケースが引続き有効とされることは、既に契約関係の無い相手方（県）に対し、乙が、第6条第3項第（3）号への該当（県や本事業に何ら無関係であるところの反社会的勢力関連規定違反）を理由に違約金債務を無期限に負担し続けることを意味するものであり、根拠が不明で不合理と思われます。「第6条第6項」の後に「（（ ）第3項第（3）号に該当する場合を除く）」を挿入していただけませんか。	No.187の回答を参照してください。
190	有効期間	4	9	2				事業契約が締結に至らず基本協定が終了した後も第6条第6項の定めが有効となっていますが、第6条第6項記載の「（ ）第3項第（3）号に該当する場合」を対象から外していただくことは可能でしょうか。	No.187の回答を参照してください。

番号	項目名 (タイトル)	箇所						質問内容	回答
		頁	条	項	号				
191	有効期間	4	9	2				ただし書きで、第6条第6項以下が有効される期間はいつまで継続するのでしょうか。事業契約が不調に終わって基本協定が終了した後も第6条第6項が引続き有効とされることは、既に契約関係の無い相手方(県)に対し、乙が無期限に違約金債務を負担し続けることを意味するものであり、不合理に乙を不安定な立場に陥れ、かつ乙側にとって極めて過酷な内容と思われます。「第6条第6項」を削除していただけませんか。	期間は本項に規定するとおりです。第6条第6項については、No.187の回答を参照してください。
192	解除	4	10					基本協定の解除が事業契約の解除事由となっていますが(事業契約第78条第1項第5号)、第6条第3項第(2)号に該当する場合までもが基本協定解除(事業契約解除)の要件に含まれることは、長期の事業期間にわたって不合理に乙を不安定な立場に陥れ、かつ乙側にとって極めて過酷な内容と思われます。「第6条第3項各号」の後に「(第(2)項を除く)」を挿入していただけないでしょうか。特に、別表3の措置要件は、第7号に掲げる「不正又は不誠実な行為」や第9号に掲げる「その他重大な事案」など、引き金となる具体的事由が特定されないケースも含まれております。	第6条第3項の規定を踏まえ規定するものであり、本項のとおりとします。
193	解除	4	10					指名停止取扱要領の措置要件を本事業期間にわたり摘要することは、乙を長期にわたり不安定な立場に置くこととなることから第6条第3項(2)を解除事由から除外していただきたくご考慮願います。	No.192の回答を参照してください。
194	解除	4	10					「第6条第3項各号のいずれかに該当する場合」とありますが、長期にわたる事業期間を考慮し、第6条第3項第(2)号を除外していただくことは可能でしょうか。	No.192の回答を参照してください。
195	解除	4	10					第6条第3項各号のいずれかに該当する場合は、基本協定を解除することができるとの記載がありますが、同条第3項による基本協定解除が有効なのは事業契約の本契約締結までという理解でよろしいでしょうか。	事業契約締結後も含まれます。
196	記名押印者	6						基本協定書の記名押印者は、参加表明書類の代表者と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	項目名 (タイトル)	箇所						質問内容	回答
		頁	条	項	号				
197	記名押印者	6						別紙 出資者保証書の記名押印者は、参加表明書類の代表者と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。